

施策マネジメントシート

基本施策名	1 1 しょうがいしゃの支援	施策 統括課	しょうがいしゃ支援課	氏名	関 知介
政策名	4 1 【政策4】保健・福祉	主な 関係課	福祉総務課		

1 施策の目的と指標

対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等

・しょうがいしゃ

施策の目的

しょうがいのある人もない人も、自分の選んだ地域で、自らの生き方を選択でき、集う、学ぶ、遊ぶ、働く、住まう、憩うなど、暮らしのあらゆる面にわたって共に出会い、育みあえるまちを目指します。

対象指標 (対象の大きさを表す指標) 数字は記入しない

名称	単位
ア しょうがい者数 (= 手帳所持者数)	人
イ	
ウ	
エ	

成果指標 (意図の達成度の指標) 数字は記入しない

名称 (展開方向ごとに記載)	単位
ア 施設入所から地域移行したしょうがい者数	人
1 イ 1年以上の長期入院者数	人
ウ 国立市に住みたいと思うしょうがいしゃの割合	%
ア 地域生活支援事業通所先の延べ利用人数	人
2 イ 障害者総合支援法に基づく通所の支給決定者数	人
ウ 障害者総合支援法に基づく通所の支給決定者数	人
ア しょうがい福祉サービス支給決定者数	人
3 イ 自立支援協議会の開催回数	回
ア 市就労支援事業により一般就労したしょうがい者数	人
4 イ 福祉就労から一般就労へ移行した人数	人
ウ 市主催の企業向け研修に参加した企業数	社

2 第1次基本計画期間(平成28～令和5年度)内における取組内容

施策の展開方向	目的	手段(具体的な取組内容)
1 地域生活の支援	しょうがい者が地域であたりまえに生活し続けられるようにします。	各種手当の給付や自己負担金等の助成、日常生活に必要な福祉サービスの給付等を実施します。 しょうがいのある人もない人も共に地域で生活していく意識を醸成します。 社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮の提供を行い、市民や事業所の理解促進に向けた取組を行います。
2 社会参加の促進	外出支援や外出先の確保、日中活動への支援等により、社会参加の促進を図ります。	しょうがいの特性に合わせた移動手段を確保できるよう支援します。 地域活動支援センター等の活動や事業所等への助成を通じ、しょうがい者の外出先を確保するとともに、地域参加活動を支援します。
3 相談体制の充実	当事者やその家族に寄り添った相談支援を今まで以上に充実させ、生活のしづらさや困難が軽減できるようにします。	委託相談支援事業所と協力して自立支援協議会の運営を推進するなど連携強化を図ります。 しょうがい者虐待の相談事案については、しょうがい者虐待防止センターにおいて委託事業所との連携を強化し、予防、早期対応を行います。 相談支援事業所やサービス提供事業所を対象とした事業所連絡会や研修を開催します。 研修への参加等により、相談支援事業所や市ケースワーカーの資質向上を図るとともに、庁内各部署及び関係機関等との連携を強化します。
4 就労の促進	しょうがい者の一般就労促進に向けた支援を行うとともに、しょうがい者を雇用する企業の増加を図ります。	個別的就労支援事業を継続します。 しょうがい者や企業個々の相談支援をハローワークとの連携により推進します。 取組定着に向けて自立支援協議会での検討や産業振興・商工部門との連携を推進します。

3 総事業費・指標等の実績推移と目標値、実績状況把握

		単位	数値区分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	目標達成度	
対象指標	ア	人	見込み値 実績値	2,987	3,043	3,148	3,428	3,456					目標達成度	
	イ		見込み値 実績値										達成・ 未達成	前年度 比較
	ウ		見込み値 実績値											
	エ		見込み値 実績値											
成果指標	展開方向1	ア	人	成り行き値	5	5	6	6	7	7	8	8	未達成	維持
				目標値	10	10	11	12	13	14	15	16		
		イ	人	成り行き値	53	90	90	90	90	90	90	90	未達成	向上
				目標値	60	50	50	83	75	68	68	68		
	展開方向2	ア	人	成り行き値	7,250	6,013	6,053	6,093	6,133	6,173	6,213	6,253	未達成	低下
				目標値	7,530	7,540	7,540	6,340	6,350	6,350	6,350	6,360		
		イ	人	成り行き値	326	336	346	356	366	376	386	396	達成	向上
				目標値	348	358	368	396	417	440	440	440		
	展開方向3	ア	人	成り行き値	174	184	194	204	214	224	234	244	達成	向上
				目標値	110	110	205	215	225	235	245	255		
		イ	人	成り行き値	798	828	838	848	858	868	878	888	達成	向上
				目標値	670	670	841	851	862	872	882	892		
	展開方向4	ア	人	成り行き値	28	27	27	27	27	27	27	27	達成	向上
				目標値	27	27	27	27	27	27	27	27		
		イ	人	成り行き値	5	8	8	8	8	8	8	8	未達成	維持
				目標値	10	10	11	12	12	13	13	14		
	展開方向5	ア	人	成り行き値	2	2	2	2	2	2	2	2	達成	向上
				目標値	9	9	9	9	10	10	10	10		
		イ	人	成り行き値	8	10	10	10	10	10	10	10	未達成	向上
				目標値	10	10	10	11	12	12	13	14		

4 施策の成果実績値に対する評価

(1) 時系列比較(過去3ヶ年の比較) A(かなり向上)～E(かなり低下)

C:成果はほとんど変わらない(横ばい状態)

(2) 他自治体との成果実績値の比較 A(かなり高い)～E(かなり低い)

C:他自治体と比べてほぼ同水準である

背景として考えられること(数値で表せない定性的評価もあれば記載する)

・施設入所者の地域移行については、これまでと同様、地域相談に取り組む事業所が少なく、また体験的な機会の提供を行う施設が少ないため、成果がほとんど変わらないという実績値となった。
・就労支援については、関係事業所と連携し、職場開拓、定着支援に努めたことにより実績値は向上したが、市の就労支援を利用せず直接就職活動を行う人もいたため、目標を下回った。

5 施策の現状 必要に応じて展開方向ごとに記載

(1) 施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか？

障害福祉サービスについては、これまでに大きな制度変更を重ねてきているところである。これは主として、身近な市区町村においてしょうがいしゃの生活基盤づくりを支援していくための体制整備が進められているものである。施策を取り巻く状況の内、対象者に関しては、平成25年4月より「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)が施行され、難病患者が加えられた。施行当初、対象となる疾病が130であったが、以後見直しが行われ、29年4月には358の疾病が対象となった。法令等については上記のほか、24年10月「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」施行、25年4月「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」施行、26年4月「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の改正法が施行された。加えて、28年4月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、差別解消のための合理的配慮の提供、差別的取り扱いの禁止への取り組みなどが新たに求められるようになった。そのほか、東京都では31年1月より精神障害者保健福祉手帳1級所持者も心身障害者医療費助成制度の対象者に加えられた。当市では「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」の条例化へ取り組み、28年4月施行となっている。また、29年度に「国立市しょうがいしゃ計画」及び「第5期国立市しょうがい福祉計画・第1期国立市しょうがい児福祉計画」を策定した。

(2) この施策に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？

- ・介護人材の不足について、市も対応すべきとの声が当事者から要望されている。
- ・難病患者当事者より、災害時の難病患者の支援について検討してほしいと要望されている。
- ・小学校から学童保育所への移動支援を希望する保護者より移動支援の充実について、陳情が出されている。

(3) 施策の取組状況

元年度の取組状況	2年度の取組予定
・北三丁目都有地のグループホーム及び児童発達支援センター整備事業について、都福祉保健局や子ども家庭部、整備・運営法人と連携し、グループホームは2019年度中の開所、児童発達支援センターは2020年度中の開所に向けた取り組みを進めた。 ・小学校から学童保育所への移動に支援が必要な児童の保護者から、移動支援の充実を求める陳情が出されたことをうけて、移動支援の加算単価の新設や移動支援が利用できないときのタクシーを利用した移送支援を構築した。	・第6期国立市しょうがい福祉計画及び第2期国立市しょうがい児福祉計画を策定する。 ・障害者差別解消法における合理的配慮の理解を進めるため、具体的な取り組みとして、国立市職員向け対応要領を作成する。 ・国立市障害者センター及び重度心身障害者通所訓練施設あすなるのあり方検討を進める。 ・手話言語条例の制定に向けた検討を行う。 ・避難行動要支援者システムを活用したしょうがいしゃ、難病患者の避難計画作成への取り組みを行う。

6 元年度の評価結果 必要に応じて展開方向ごとに記載

(1) 施策の全体総括(成果実績やコスト、見直しを要する事務事業等) 基本的に展開方向ごとに記載

総合基本計画に照らして評価する(目的達成のための事務事業が適切か、事務事業の実施方法は適切か)

○成果実績

- ・移動支援の単価改定や加算単価の新設を行い、更に移動支援が利用できないときのタクシーを利用した移送支援を新たに構築した。
- ・相談体制の充実については、外部研修等を活用し、ケースワーカーによる相談支援のスキルアップを図った。また、市が委託する相談支援事業所3か所との連携を密にするため、ケースに関する会議を積極的に開催した。
- ・就労の促進については、就労支援担当職員を中心に、職場開拓から就職支援、定着支援と、一連の流れの中でしょうがいのある方に寄り添い、支援を行った。また、企業向け研修を開催し、啓発に努めた。
- ・地域参加型介護サポートについて、登録している介護人に対し、市で予算を確保し、損害賠償保険に加入した。

○改善余地のある事項・課題等

- ・介護人材の不足について有効な施策がとれていない。
- ・障害者差別解消法における合理的配慮の理解について、市民、市内事業者に対し更なる周知と啓発が必要。

(2) 施策の元年度における総合評価

B	成果実績数値の評価(A～E)に、定性的要素を加味した評価 A:目標とする成果を挙げており、社会的要請にも十分応えられている。 B:一定の成果を挙げており、向上・改善の余地がある。 C:成果向上のため、一層の努力が求められる。 D:成果に乏しく、改善が急務である。事業の一部に見直しが必要である。 E:現状の事業では施策の目的を達成することが困難であるため、抜本的な見直しを要する。
---	--

7 施策の課題・今後の方向性 必要に応じて展開方向ごとに記載

(1) 3年度の取組方針

- ・国立市しょうがいしゃ計画、国立市しょうがい福祉計画の推進及び進行管理
- ・しょうがいのある方自身による一般就労の実態把握に努めながら、就労支援を実施する。
- ・北三丁目都有地に開設された児童発達支援センターを中心に、子ども家庭部と連携しながら発達障害児支援を充実する。

(2) 中期的な取組方針(概ね実施計画期間を想定)

- ・国立市障害者センター及び重度心身障害者通所訓練施設あすなるのあり方検討を進める。
- ・基幹相談支援センターの設置や地域生活拠点の整備を自立支援協議会で検討する。